



平成18年6月7日

各 位

会 社 名 株式会社テクノシステムズ
代表者名 代表取締役 林 正幸
(コード番号・2456)
問合せ先
役職・氏名 取締役 谷口 光
電 話 046-278-3650

定款の一部変更及び監査役選任に関するお知らせ

当社は、平成18年6月7日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の定時株主総会に付議する議案が決定しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の変更

① 変更の理由

会社法の施行に伴い変更するものであります。

② 変更の内容

現定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社テクノシステムズと称する。</p> <p>第2条、第3条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、26,200株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社テクノシステムズと称し、<u>英文では、Techno Systems Co.,Ltdと表示する。</u></p> <p>第2条、第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、26,200株とする。</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項の他、必要のある時は、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株式名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名簿書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式ならびに端株に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要のある時に随時これを召集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第11条 株主総会の議決は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別議決は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを召集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを召集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第14条 株主総会の議決は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその</p>

結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役および監査役の員数)

第14条 当社の取締役は3名以上5名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

第15条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。
2 取締役および監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3 (省略)

(取締役および監査役の任期)

第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の集結の時までとし、監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定期株主総会の集結の時までとする。
2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第17条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。
2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第18条 (省略)
2 代表取締役に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 (省略)
2 取締役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで、これを招集することができる。

(新設)

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役および監査役の報酬、退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議により定める。

結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 (現行どおり)

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
(削除)

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 (現行どおり)
2 代表取締役に欠員または事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 (現行どおり)
2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第23条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第 25 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第 26 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p>
<p>(新設)</p>	<p>(員数) <u>第 27 条</u> 当会社の監査役は、3 名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) <u>第 28 条</u> 監査役は株主総会において選任する。 <u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) <u>第 29 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>2</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第 30 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期) <u>第23条</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</p>	<p>(事業年度) <u>第 31 条</u> 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>(利益配当) <u>第24条</u> 利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 32 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当) <u>第 33 条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(利益配当の除斥期間) <u>第25条</u> 利益配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第 34 条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 情報</p>	<p style="text-align: center;">第7章 情報</p>
<p>(情報開示) <u>第26条</u> (省略)</p>	<p>(情報開示) <u>第 35 条</u> (現行どおり)</p>

2. 監査役選任の件

① 選任理由

平成 18 年 5 月 1 日付の会社法施行に伴い、従来の会計監査権限のみの監査役は任期満了退任となるため、新たに会計監査および業務監査を行う監査役を選任するものであります。

② 選任監査役候補

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
シダ ユカ 塩田 穰 (昭和 18 年 1 月 9 日)	昭和 35 年 4 月 (株)日立製作所入社 昭和 47 年 3 月 (株)日立製作所 商事部 営業課長 昭和 54 年 3 月 埼玉日立(株)出向 同社取締役 平成 8 年 1 月 (株)日立製作所大規模プロジェクト営業推進部 平成 8 年 4 月 長野県商工部 企業誘致推進委員 平成 17 年 5 月 岡山県東京事業所企業誘致マネージャー	—
セカワ タケ 関川 武司 (昭和 17 年 5 月 28 日)	昭和 41 年 3 月 自衛隊入隊 平成 9 年 12 月 (株)日立製作所 嘱託社員 平成 17 年 6 月 (株)テクノシステムズ 監査役 平成 18 年 6 月 洋エンジニアリング(株) 入社	10

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。